

八潮市 ふるさと納税（寄附金）

1. 「ふるさと納税」とは？

自分の生まれ故郷はもちろん、お世話になった地域や、これから応援したい地域の力になりたいという思いを実現し、「ふるさと」へ貢献する制度です。

住所地へ納税する住民税を実質的に移転する効果がある仕組みですが、寄附金税制を活用していますので、法律上は、寄附とそれに伴う税の軽減を組み合わせたものとなります。

八潮市では、平成28年4月1日からインターネットによる寄附の申出受付・寄附金の決済をスタートしました。あわせて、寄附していただいた方に本市ゆかりの商品やサービスを返礼品（お礼の品）としてお贈りすることにしました。

なお、令和元年6月1日からは、ふるさと納税の対象となる団体として総務大臣から指定を受けた団体へ寄附をした場合に限り、税制上の特例控除を受けることができます。ふるさと納税の対象団体の指定には期間があるため、寄附をしようとする場合は、あらかじめご確認ください。

2. 税金の控除について

ふるさと納税による寄附額のうち、2,000円を超える金額については、原則として所得税と住民税から全額が控除されます。ただし、控除については、収入や家族構成等に応じて一定の上限がありますので、ご確認ください。

➤ 全額控除されるふるさと納税額（年間上限〔目安〕）の調べ方

- ・お住まいの市区町村に問い合わせる

八潮市にお住まいの方は、市民税課市民税係（内線206・291）まで

- ・総務省「ふるさと納税ポータルサイト」で調べる
- ・ふるさと納税サイト（ふるさとチョイス、楽天ふるさと納税、さとふる等）のシミュレーションを活用する。

➤ 控除を受けるために

控除を受けるためには、原則として、ふるさと納税を行った翌年に確定申告を行う必要があります。ただし、平成27年4月1日から、確定申告の不要な給与所得者等は、ふるさと納税先の自治体数が5団体以内である場合に限り、ふるさと納税を行った各自治体に申請することで確定申告が不要になる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が始まりました。

3. 寄附金の使い道について

ご指定いただいた分野に皆様からの寄附金を活用させていただきます。

- ①福祉の充実
- ②スポーツと健康増進
- ③安全な生活環境整備
- ④市民活動と産業の支援
- ⑤公園等の整備
- ⑥教育の振興
- ⑦八潮市の発展（市長におまかせ）

4. 返礼品について

八潮市では、1回1万円以上のご寄附をいただいた市外在住の方に、寄附金額に応じて特産品等を返礼品としてお贈りします。詳細については、ふるさと納税サイト（ふるさとチョイス、楽天ふるさと納税、さとふる等）又は企画経営課でご確認ください。

なお、ふるさと納税の返礼品を含めた一時所得の合計金額が50万円を超えた場合は、課税対象となります。

5. 「ふるさと納税」の流れ

①寄附の申込み

いずれかの方法により申し込みができます。

インターネット	ふるさと納税サイト（ふるさとチョイス、楽天ふるさと納税、さとふる等）からお申し込みください。
郵送、FAX、持参	寄附申出書に必要事項をご記入の上、「企画経営課」へ郵送、FAX、持参のいずれかで提出してください。

②寄附金の払込み

(1)キャッシュレス決済	クレジットカード、電子マネー等
(2)納付書	申出日から起算して10日程度でお届けします。
(3)郵便振替	申出日から起算して10日程度でお届けします。

※ふるさと納税サイトによって、ご利用いただける決済手段が異なります。詳細につきましては、各ふるさと納税サイトでご確認ください。

※郵送、FAX、持参による寄附申出では、納付書または払込取扱票のみとなり、クレジットカード等のキャッシュレス決済はご利用いただけませんので、ご了承ください。

③控除の手続

寄附金の入金を確認後、寄附金受領証明書をお送りしますので、いずれかの手続を行ってください。

確定申告	寄附金受領証明書を添えて、住所のある地域を所管する税務署又は、お住まいの市町村で確定申告を行ってください。
ワンストップ特例（対象となり希望する方）	ワンストップ特例制度の申請を希望された方には、「市町村民税・道府県民税寄附金税額控除に係る申告特例申請書」をお送りしますので、必要事項を記載し、八潮市に提出してください。

④税金の控除

住民税は、ふるさと納税をした翌年度分が減額されます。

所得税は、ふるさと納税をしたその年の分から控除（還付）されます。

（ワンストップ特例制度においては、寄附をした年の翌年度に納めるべき個人住民税所得割額の額から、所得税において控除されるべき額と住民税における控除額を合わせた額が控除されます。）

ふるさと納税ワンストップ特例制度について

ワンストップ特例制度は、給与所得者などの一定の要件に該当する方がふるさと納税を行う場合には、寄附先の自治体で申告特例の申請手続きを行うことにより、確定申告の手続きを要せずに、所得税の控除額と住民税の控除額を合わせた額が、お住まいの市町村に納めるべき住民税の額から控除されるという、ふるさと納税に伴う寄附金控除手続き簡素化のための特例制度です。

○ワンストップ特例の対象となる方

ワンストップ特例による税控除手続きを選択できるのは、お勤め先で年末調整を行う給与所得者の方など、ふるさと納税に伴う寄附金控除の申告がなければ確定申告も市・県民税の申告も必要がないと見込まれる方に限られます。

ただし、次のような方は特例の対象とはなりませんので、原則どおり、確定申告による控除手続きが必要となります。

- ・個人で事業を行う方や不動産所得がある方、給与収入が2千万円を超える方などの確定申告が必要な方
- ・雑所得や一時所得、譲渡所得などの給与所得以外の所得が発生する見込みのある方
- ・雑損控除や医療費控除などの年末調整では手続きを行えない控除の適用を受ける予定のある方など

○特例申請にあたっての注意事項

- ・確定申告または市・県民税の申告が行われた場合は、ワンストップ特例の申請がなかったものとみなされます。
⇒特例申請後に確定申告等が必要となった場合は、ふるさと納税に伴う寄附金控除も含めた内容により、申告手続きを行う必要があります。
- ・ワンストップ特例が適用されるのは、特例申請を行う寄附先の自治体が5団体までの場合に限り
ます。
⇒5団体を超える自治体へふるさと納税をした場合は、確定申告が必要となります。
- ・特例申請後に住所が変更となる場合は、特例申請書を提出した寄附先の自治体への「市町村民税・道府県民税寄附金控除に係る申告特例申請事項変更届出書」の提出が必要です。

○ワンストップ特例による控除の内容

ワンストップ特例の申請を行った場合、自治体に寄附した金額のうち2,000円を超える部分については、寄附をした年の翌年度に納めるべき個人住民税所得割の額から、所得税において控除されるべき額に相当する額と住民税における控除額を合わせた額が控除されます。所得税のように還付が行われるわけではありません。

【問い合わせ】

八潮市役所 住所：〒340-8588 埼玉県八潮市中央一丁目2番地1
TEL：048-996-2111（代表）

- 八潮市へのふるさと納税制度に対する質問については、

企画経営課（内線 885・227）

- 寄附金控除に関する具体的なご相談については、

市民税課（内線 206・291）